

新型コロナウイルスに負けない!



鏡野町キックオフ事業

第4弾

経済・生活支援対策事業

この難局を
町民一丸となつて
乗り越えましょう!

支援策 (鏡野町で実施するものを掲載)

事業によっては国等への申請が前提となる事業もありますので、詳細はお問い合わせください。

個人・世帯向けに行うもの

①低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外の世帯）に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

対象者（下記①、②の両方に当てはまる方）

①平成15年4月2日以降（特別児童扶養手当の対象児童については平成13年4月2日以降）、令和4年2月末までに生まれた児童を養育する父母等

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または、令和3年1月以降収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

給付額 児童1人あたり 一律5万円

※ひとり親世帯には、令和3年5月以降、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を開始しています。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課

電話(0868)54-2986(平日8:30~17:15)

②大学生等生活応援給付金給付事業

対象者 大学等に在学している者

給付額 1人 6万円

(詳細は3ページをご確認ください)

お問い合わせ先

鏡野町生涯学習課(中央公民館)

電話(0868)54-0573(火~日8:30~17:15(月曜休み))